法人実務ニュース

令和４年６月２５日
第５２８号
教務部宗教法人課

所轄庁への提出書類について②

先月に引き続き、所轄庁への提出書類の留意点について掲載いたします。

◇財　産　目　録

財産目録とは、一定の時点において、宗教法人が所有するすべての資産(土地、建物、現金、預金等)と、すべての負債(借入金等)について、種類ごとに一覧にして宗教法人の財産の状態を明らかにしたものです。

この財産目録は、毎会計年度終了後３ヶ月以内(６月末まで)に作成し、備え付けることが義務付けられています。この財産目録を作成するためには、まずそれぞれの財産台帳を整備する必要があります。

財産台帳は毎年作成する必要はなく、一度作成すれば、あとは財産の変動があるごとに、その都度、追加・抹消して更新します。毎年度末における財産目録は、こうした各財産台帳の種類ごとに合計額を転記するだけで、容易に作成することができます。

★財産目録についてよくある質問

Q,土地、建物の評価額は何を基準とするのですか？また取得時の金額が分からないときはどうすればいいのですか？

A，土地、建物ともに取得時の価額がわかれば、その価額を記載します。取得時の価額がわからない場合は、土地については、固定資産課税台帳記載の価格や近傍類似価格又は近傍地の路線価等を参考にするとよいでしょう。建物の価格には、購入・建築金額の他、附属する設備(冷暖房等)も含まれます。価額が分からない場合は土地と同じ方法、又は建築願のお運び願書などが参考になります。

法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。
毎月２５日　　午後２時～　　場所：教庁
弁護士　　別城信太郎　　先生
弁護士　　山浦　美卯　　先生
完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。
電話番号０７４３－６３－２１５７(担当：原田)

所轄庁への提出書類について③

◇収支計算書（決算書）

収支計算書は、一会計年度の収入と支出について、その目的に応じた科目ごとの決算額を明らかにした明細表です。これは、宗教法人の１年間の収入、支出の実績を表すものであり、宗教法人の活動状況を財務面から客観的に表すものです。

この収支計算書の作成は、従来、任意でありましたが、宗教法人としての公共性を踏まえた適正な運営を確保する上で、最低限必要なところから、作成・備え付け、及びその写しを所轄庁へ提出することが義務付けられました。（第一回目の提出は平成１０年７月末）

★収支計算書（決算書）についてよくある質問

Q，一会計年度の収入額が８，０００万円以内の宗教法人も提出しなければならないのですか？

Ａ，一会計年度の収入額が８，０００万円以内であっても、従来から作成し備え付けている場合は、その写しを所轄庁へ提出しなければなりません。天理教の場合、法人規則に決算の条項が定められている事から、作成し提出することになります。

実態として作成が困難な教会もあると思いますが、法人運営の透明性確保の上から作成、提出に努めて頂くようお願いします。

お知らせ

宗教法人に関する願書は、パソコンで作成・印刷して提出することができます。一般教会規則のひな形と、直属教会代表役員の同意書を加えましたので是非ご活用下さい。各願書、届の書式を収めたオンラインストレージ(DROP BOX)へは下記の URL からアクセスして下さい。

http://bit.ly/3ncSCSK

編集後記

先月に引き続き、「所轄庁への提出書類の留意点」について掲載させていただきました。七月末日が提出締め切りとなっております。所轄庁からの督促を受けることのないよう、期限を守って提出していただきますようお願い致します。

一日中蒸し暑く過ごしにくい日々が続いておりますが、水分補給をしっかりして体調に気を付けながらお過ごし下さい。(太)

発行　天理教教務部宗教法人課
〒６３２－８５０１　天理市三島町１番地１
専用番号　０７４３－６３－２１５７　内線番号　５２０８、５２０９
ＦＡＸ番号　０７３２－６３－３８０４【教務部共用】